

昭和四十九年二月招集

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會



目次

日	時	場	所	出席議員	欠席議員	出席説明員	出席事務局職員	議事日程	開會	議長の報告	議案の配付	会議録署名議員の指名	会期の決定	提案理由の説明	諮問第一号、諮問第五号	諮問第六号、諮問第十号	閉會	本日の会議に付した事件	
.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

一、昭和四十九年二月五日（火曜日）午前十時

一、館山市役所議場

一、出席議員 二十六名

一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇
吉田	山田	源次郎	藤好雄	渡辺昭夫	伊賀多朗	藤田益治	伊賀多朗																						
勇治郎	源次郎	好雄	昭夫	多朗	益治	多朗																							
林	鈴木	栗原	石井	渡辺	和田																								
豊	豊	一雄	武敏	軍治郎	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

書 記 兵 藤 恭 一 書 記 鈴 木 哲  
 書 記 渡 辺 弘 書 記 川 上 義 雄  
 書 記 福 田 英 雄

一、議事日程

昭和四十九年二月五日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

諮問第一号 公有水面埋立追認について  
 諮問第二号 公有水面埋立追認について  
 諮問第三号 公有水面埋立追認について  
 諮問第四号 公有水面埋立追認について  
 諮問第五号 公有水面埋立追認について

日程第四号 諮問第六号 公有水面埋立追認について  
 諮問第七号 公有水面埋立追認について  
 諮問第八号 公有水面埋立追認について  
 諮問第九号 公有水面埋立追認について  
 諮問第十号 公有水面埋立追認について

開 会 午前十一時十三分開会

○議長（吉田勇治郎君） 本日の出席議員数二十六名、これより昭和四十九年度第一回市議会臨時会を開会いたします。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） 本臨時会議案審査のため、地方自治法第百二十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

議案の配付

○議長（吉田勇治郎君） 議案を配付いたさせます。議案の配付漏れはありませんか。— 配付漏れなしと認めます。本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長（吉田勇治郎君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。九番議員辻田 実君、二四番議員西村真次君、以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長（吉田勇治郎君） 日程第二、会期の決定を行ないます。本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日という事でございます。おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定されました。

提議理由の説明

○議長（吉田勇治郎君） この際、本臨時会招集につき市長のあい

さつ並びに提案理由の説明を求めます。

(市長本間 譲君登壇)

○市長(本間 譲君) ごあいさつ並びに提案理由の説明を申し上げます。

皆さま方にはますます御壮健で新年を迎えられまして、まことに喜びにたえません。

本日は四十九年の第一回臨時会を招集いたしましたわけでございますが、議員の皆さま方にはたいへん御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日付議いたします案件は、公有水面の埋立の法律が一部改正になりました、これが九月二十日に施行されて六カ月以内にこれを措置しなくちゃならない、こういうことに相なったわけでございまして、これに対しまして県から議会に対しまして諮問がまいったわけでございますが、この諮問に対する市議会の答申をしていただきたいということで御審議をいただくわけでございますが、これはいずれも市にとりましても漁業界に対しましても是非必要なこととございますので、是非十分御審議の上満場で御決定をいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○議長(吉田勇治郎君) 以上で市長のあいさつを終わります。

## 議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第三、諮問第一号乃至第五号公有水面埋立追認を一括して議題といたします。

朗読を願ひます。

(書記朗読)

諮問第一号 公有水面埋立追認について  
諮問第二号 公有水面埋立追認について  
諮問第三号 公有水面埋立追認について  
諮問第四号 公有水面埋立追認について  
諮問第五号 公有水面埋立追認について

## 議案の内容説明

○議長(吉田勇治郎君) 説明を求めます。

○庶務課長(小倉澄男君) 御説明申し上げます。

お手もとにお配りいたしました公有水面埋立追認一覧表並びに議案に添付されましたそれぞれの図面を御参照いただきたいと存じます。

先ほど、市長から説明がございましたとおり、公有水面埋立法の一部改正によりまして追認制度がなくなるために、今回県の第三種、第二種の漁港管理者である県が追認申請をいたしました結果、知事がこれを館山市議会に諮問をされたものでございまして追認の場所はお手もとの一覽表にございますとおり船形港の中におきまして三件、富崎港の中におきまして二件の計五件でございます。

これらのものが、それぞれこれに記載してございますとおり物揚用地、道路敷、漁港施設用地、護岸敷等の目的のために埋立がなされておる場所でございます。それぞれ公共用地として埋立られたものでございますが、これにつきまして追認申請がありましたものでございます。

なお、付け加えますが、これに関しましては、県が漁港管理者

として地元漁業協同組合等の所定の承諾書等は、全部諮問の申請にあたりまして一緒に提出されておることを申し添えたいと思います。

### 質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑願います。

○二二番（田村源治郎君） 富崎港にちょっとわからないところがあるんですが、富崎港の向かいの堤防に出ている図面において、④と書いた、向かいの港ですから、そのわきの岩壁の荷揚げが埋め立てであるが、これは認可になっておるのか、なっていないのか。ちょっとわからなかったもんですから、まだ申請をとっていないのか。

○庶務課長（小倉澄男君） これは堤防が公有水面の占用でございます。まして、埋め立てではないと考えております。

○二二番（田村源治郎君） これは堤防ではなくて岩壁なんです。その上の細いのが堤防なんです。だから全然違っているんだ。これは船着場なんです。その上が堤防で、堤防が三メートルか四メートルぐらい高いんです。船着場の岩壁なんです。

○水産課長（谷貝茂生君） 防波堤のように出ております突端に燈台がございますが、防波堤は工作物ということになっておりますが、その下を船が④のところへ出入りするについて少し肉を持たせてつけたということで、岩壁という解釈もなんでしょうが、一応防波堤に肉を持たせたというために工作物という解釈でここを除いて県はやったように考えられます。

○二二番（田村源治郎君） その隣の赤いのは、ここに出ている

とあり古いときに港にこしらえて、残余物、海浜を埋め立てたものである。その後七、八年前にこの岩壁は新しく船着場としてこしらえたわけなんです。だからこっちと両方にはならないわけでございます。その前に市の議会の追認を行なったときは、布良組合のまわり、その場所を追認したわけです。埋立追認して承認を得ている占用地として、だから前のやつは残っているはずなんです。そのときに追認をすればよかったと思う、今度は追認に加えずなくちゃならないと思うんですよ。埋め立てをして岩壁に船着場で使用している。堤防とは誰が見てもみなすところじゃないんだ。波よけじゃないんだ。私もそのとき一緒にやっちゃってあれば、富崎の組合、布良の組合の前を議会で追認して、それで一緒にやったかどうか。おそらくやらない記憶があるから、そこは当然やるべきだと思うんです。年月が過ぎますから、あとはこっちの富崎港のものは本年にまたがってやっているから間違いはないだろう、それは間にやっちゃたわけですから、大正年間、現在昭和になつているという間に、七、八年前にやった、岩壁をつくり上げたもんです。県から補助がきて、岩壁として完全に海浜を埋め立てたわけですよ。見ればわかります。平らになっています。堤防じゃないんだ。これは落ちてくるんじゃないかと思うんです。そのために図面が出ているわけです。堤防が前にちゃんと細長く、当然埋め立てを完全に平らになっております。よく見てください。

ですから、やってもやらなくても、追認しても、だれも使用しないからいいようなものだけれども、この際やってくべきか、やらなくてもいいもんかということだけを聞けばいいわけです。

やってもやらなくてもたいして漁港管理には響いてないんですが。

○ 庶務課長（小倉澄男君） 田村議員さんそういうような御解釈で

ございますが、県があくまで申請することでございますので、地元と協議したと思いますが、これは先ほどから申しましたように堤防とそれに附帯する施設と、あくまでも構築物だということ申請をしないんだという方針でございます。

○ 二二番（田村源治郎君） 間違ひなく県が堤防とみなしてとあなた方答弁しても、私は地元なんだから、あなたは堤防とみなした

って、これは全然堤防ではないんです。一般の船をつないで、岩壁なんです。地元は岩壁につくり上げていますから、これは使用されていないだけども、堤防とみなしたといっているが、申請が落ちたら落ちたで、落ちなければ落ちないでいいんだけれども、あなた方忘れたんじゃないかと思うんです。実際忘れちゃうんですよ。忘れたなら文句はないけれども、だからそれを聞くんですよ。調べてみる必要がある。追認になったって、追認にならなくても、国有地になつたって別に文句は取り上げるのはないから、国有地になつてもいいわけなんだ。国有地になつてもどっちになつてもかわりはない。答弁だけはうまくしてくださいよ。

○ 庶務課長（小倉澄男君） いろいろ地元で詳しく見ていらっしや

る方の御質問なので、われわれの解釈とは多少違いがあると思いますが、たとえて申し上げますと、一番右の反対側の港のほうに堤防ができています。先ほど申し上げましたように岩礁の上にくれば全然それが公有水面の埋立ではないんだという解釈があるそうです。そういうような考えもあるんじゃないかという、われわれ現地を見たときにそういう解釈をしたわけですが、田村議

員さんのおことばにもありましたように、さっそく県のほうにも一応確認をいたしてみまして今後の方針等よく研究をいたしていきたいと思います。

○ 二二番（田村源治郎君） ですから、これは県有地だといって、

県の所有物になるんだから、国有地になるとまたうるさいから、県有地としてここは申請していただきたい。一つだとなかなかむずかしいです。きよりの議会に間に合わなくなっちゃうというこども成り立つんじゃないか。私も早く知ってれば、きのうも協議会で見なければも遠くだからわからなかったわけです。これを見たら近場で、地元で落ちちゃったら仕事だということで、国有地になつたらまた文句言われるところがあるなということが浮んだわけです。きよりの議会が終っちゃうとどうにもならない。国が使わせないということはおそらくないだろうけれども、こんなところを国有地をおかれたら困っちゃうわけですよ。埋立はできるが今度はいじるといふこともちょっとむずかしい。そういう関係が生ずるから、だから県が言ったと疑問点に対してそれらが解決をつけばなんでもないことなんですけれども、これから富崎港がどう変わっていくかわからないから。

○ 議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分 休憩

午前十一時四十分 再開

○ 議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ 庶務課長（小倉澄男君） いろいろ田村議員さんの御発言がありました。あくまでも県がこれを堤防と海上の構築物だというふうな見解で処理をいたしておりますので、そのようにお願いいた

したいと思ひますし、堤防ということで県が認めてやる場合に  
おきましては、事後のいろんな工事、修理そういうものも堤防とし  
て処理しておるわけでございますから、それに関係いたしまして  
の事後の処理も考えていただけるものと考えております。よろし  
くお願いいたしたいと思ひます。

〇二八番(田中祿郎君) ただいまの全員協議会の説明でほとんど  
わかりましたが、今後、いわゆる自然を相手にしているわけでご  
ざいまして、設計の変更とか、三号議案とか五号議案にはまだ終  
了年月日が五十一年とか五十二年とかなっておりますが、もし設  
計変更する場合とか、今後新しくつくる場合の手続き、方法、こ  
れは追認ということはできないんでございませうか。そういう  
ことはどうお考えになつていらつしやいませうか。それをひと  
つお教え願ひたいと思ひます。

〇庶務課長(小倉澄男君) 今後やる場合は、いわゆる正規の手続  
きで公有水面の埋立を申請するというところでございまして、たと  
えて申しますならば、構築物をこわしまして海面にするのには問  
題はないわけですが、新しく出っ張りをつくりまして土地をつく  
ろうという場合には、いわゆる正規の手続きで、三月十幾日にこ  
の法律が施行になりました以後行なう場合におきましては、行な  
う前にそれぞれの埋立を施行するほうが、自治体が県に、県知事  
に申請をいたします。そうしますと、知事はそれにつきましてこ  
ういうような計画があるが地元市町村は認めてよいかという正  
式手続きがとられました、これは行なわれるということござい  
ます。

これは、本日の分はすでに計画を実施しちやうているというこ

とで、これを追いかけて、追認するというようなことで、本日、  
法律が生きている間にという諮問でございます。

〇二八番(田中祿郎君) そうしますと、正規の手続きと申しま  
す、ちよつとよくわからないんですが、やはり地元から申請する  
県知事が認可するということになりまして、認可しましていち  
ちそれを議会にかけまして議会の承認を得て、また知事に答申す  
る。こういう形にならうと思ひますが、いままでは要するに議会  
に变化がないから追認という形をとつたんじゃないかと考えま  
すが、今後は設計変更とか、新設の場合にはやはり議会の承認が必  
要であると考へますが、この点いかがでございませうか。

〇庶務課長(小倉澄男君) あくまでも諮問をして、議会の承認が  
なければ知事は埋立を免許できないわけですね。

〇議長(吉田勇治郎君) 他に御質疑ありませんか。――御質疑な  
しと認めます。

#### 委員会付託の省略

〇議長(吉田勇治郎君) おはかりいたします。

諮問第一号乃至第五号については委員会の付託並びに討論を省  
略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。

#### 採決

〇議長(吉田勇治郎君) よつて、これより採決いたします。

おはかりいたします。諮問第一号乃至諮問第五号に対する公有

水面埋立追認について、館山市議会は異議ない旨答申すること  
に御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって決しまし  
た。

### 議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第四、諮問第六号乃至諮問第十号公  
有水面埋立追認についてを一括して議題といたします。

(書記朗読)

- 諮問第六号 公有水面埋立追認について
- 諮問第七号 公有水面埋立追認について
- 諮問第八号 公有水面埋立追認について
- 諮問第九号 公有水面埋立追認について
- 諮問第十号 公有水面埋立追認について

### 議案の内容説明

○議長(吉田勇治郎君) 説明を求めます。

○庶務課長(小倉澄男君) 先ほどと同様に、公有水面埋立追認の  
一覧表と図面を御参照いただきたいと思ひます。

館山市関係で、このたび申請をいたしました件が五件ございま  
して、該当する漁港が栄ノ浦漁港、七号が洲崎漁港、八号が川名  
漁港、九号が波左間、十号が香、この五件でございまして、それ  
ぞれ一覧表に記載してございますとおりの護岸敷、施設用地等をつ  
くるための目的をもちまして、それぞれ埋立られたものでござ

いますが、このたびの追認の法改正を機会に申請をいたしました  
館山市有地といたしましたして公共の用に供すべくお願いいたした次  
第でございます。

なお、これに関しましては、それぞれの地元の埋立の関係、当  
時の事情もございましたが、県等の行政指導もございましたが、  
あくまでも今後の問題等もございまして、市がこれを各漁業協  
同組合との話し合いの結果、了承を得まして、市が申請人とい  
たしまして申請をいたしました次第でございます。

### 質 疑 応 答

○議長(吉田勇治郎君) 御質疑を願ひます。

○一〇番(渡辺軍治郎君) 私は、公有財産の管理上の問題として  
質問したいわけですが、全員協議会の話では、追認がいつでもで  
きるというよりな、そういう話でかなり長い間延ばしてきたよう  
ですが、六号、七号、八号を見ますと、四十八年前に竣工してい  
るわけです。九号、十号は四十二年前、三十六年前かなり古い。  
われわれの記憶ではわからないくらい古い話ですが、これをいつ  
でも追認ができるという形で今日までこのままにして置いたとい  
うことは、公有財産として最初からわかっていたのかどうか。そ  
の点が一つ。

いま、追認をする期限が三月二十日まで追認しないと、国有  
財産になるといふ迫られたところから探し出すような、そういう  
形で出されてきたのか。話では、最初からいつでも追認できると  
いうことで承知の上、今日まで延ばされてきたと思ひますが、  
そこらの点をどう考えておられるのか。お聞きしたいと思ひます。

○水産課長（谷貝茂生君）

お答えいたします。追認制度はいつてもやれるということでございますが、今回、市として出してございます五件につきましては、埋立が組合によって行なわれたというところでございまして、組合が早くいえば追認の手続をふんでやるべき性格のものであるわけでございますが、この追認制度が埋立法の一部改正によりましてなくなってしまうということで、期間的な問題もありません。話し合いの結果、市でもってこれを実施したということをやっていたべきだといふ話になつたために、急拠市でこれを組合の同意を得て申請の段階にきたわけでございます。市が自から埋立してやった場所ではございませんので、組合の要望もありません。肩がわりでやったということでございます。

○一〇番（渡辺軍治郎君）

古い話で、組合でやって市のほうがタッチしていなかったという、そういう関係もあるようですが、公有水面の埋立ですから、そういう問題については市のほうがちゃんと組合との話し合い、そういうようなものでこの財産にするかということを経験もほおっておくこととはかなりずさんだと思つておられます。

これは、当然市有財産に編入すべきものならば、そういう手続を取るのあたりまえです。組合としての財産にするということであれば、組合としてそういうことを四十年間もほおっておくというふうなやり方というのは非常に公有財産の管理の上から見てずさんだと思つておられますが、その点はどういうふうにかえておられますか。

○水産課長（谷貝茂生君）

申請いたしましたこの場所につきま

しては、あくまでも市有地という観念はいままでございせんでした。そのために、組合が本来ならば補助をもらつてみずから実施をしたというところで組合の財産にするべきものであったということでございますが、県の漁港課等におきましてもいままでいろんな工事やるにつきましたも、公共的にそれが利用されたということでも助成等もしてまいつてきておるわけでございまして、今回の埋立法の改正によりまして、いろいろ聞きまされたけれども、本来ならば埋立の手続をやるべきであつたけれども、場所が場所でもあるし、公共的に利用されておつたということ、面積もわずかで工作物等の関連等であつたということやらなかつたということとございまして、市で実施しました当然市有地になるべきものであれば、市の責任ということになります。組合で無断で埋立たということになります。追認制度ができている限りは、後日追認すれば最初から免許を得て埋立したとおなじ効果になるということになります。放任されておつたのじゃないかと思つておられます。

○一〇番（渡辺軍治郎君）

いまの話でわかりましたけれども、問題はいつでもできるという追認制度があるために、これをいままでそのままにしておいたというふうなことです。これは公有財産に関することです。こういう問題を長い間放任してきたというふうなことについては、今後こういうことのないよう自覚してもらいたいと思つておられます。

○二二番（田村源治郎君）

洲崎漁港、川名、波左間の港ですが、洲崎と川名は震災後港をやつて、波左間は知らないけれども、これは広場である。

相ノ浜の漁港の方は、岸壁から上は、相ノ浜は組合として扱下  
げてしまつてある。市の追認をもつて、これは川名、洲崎の地所  
は岩壁から向こうである。その組合の所屬してある金を、市が取  
得すべき理由がない。西岬組合の財産として申請してやるべきが  
本来である。何ゆゑに説得したか。総会において間違ひなく取つ  
たものであるか。おそらく取つてないだらうと思ふ。漁業会の役  
員をだますような考えが取られてゐるのではないか。市の財産と  
してやると、何をやるにしても市に一々許可にこななければなら  
ない。この地所は漁業会に申請して漁業会のものにしてやれば、こ  
ういう広場は。栄の浦は岩壁である。その組合に自由にさすべき  
ものである。市が間違つてゐるんじゃないか。

これは大正年間に行った仕事である。震災後やったものである。  
いままで放棄してあつた。組合に岩壁でないから、広場なんだか  
らあんた方のものにしなさい。相ノ浜みたいになつてやればいい  
じゃないか。市のものにしたら、建物でも自由にならない。岩壁  
ではないからそういう考えはないか。組合がこれを担保にして金  
を借りれば発展性がある。市のものになれば価値がなくなつてし  
まう。広場であるから、岩壁ではない。

そういう観点において、役員に市有地にしますから、ひとつ皆  
さんいいですかといつただけじゃないですか。形式的のものか、  
実質的の観念をもつて説得したか。役員の承諾だけ得てはかつた  
のか。あるいは総会においてしたのか。役員会だけでしたのか。  
役員だけで組合は承諾したというのは間違ひですよ。承諾得られ  
るわけではない。その点、はっきりしてください。

○水産課長（谷員茂生君） 埋立の場所につきましては、法改正に

よつて三月の二十日まで適用されるということ、それまでに  
手続きをするためには知事からの諮問という期間もありまして、  
逆算計算でまいりまして、一月の末までに申請しなければ間に合  
わないということと組合と話し合つたわけでございますが、当然  
この土地の生まれたいきさつからすれば、組合の土地になるよう  
に申請手続きをすべきであります。組合としては測量の関係、  
組合全部に了解を得る総会の関係とか、いろいろの手續き上の問  
題等ございまして、期間的にも無理があるということ。

それから、海に面した岸壁等が伴つてゐる場所につきましては、  
組合の所有にしてしまうと、所有の関係で、将来なおす場合にも  
組合みずから修理して、補助の対象にならないという問題等もあ  
りまして、あくまでもその土地が漁港施設用地等のために利用さ  
れてゐる過程において有利な条件でもつて使つてもらふという  
ことを考えた場合に、あくまでも公共的に不特定多数の人が使う  
のだから、むしろ管理者である市の土地にしておいたほうがいい  
ころいうことで代表者のそういう要望等もございまして、市の  
ほうの立場でもつて追認の手續きを取るということで同意書をい  
ただきまして、申請したような次第でございます。

○二二番（田村源治郎君） 了解、了解というけれども、役員はそ  
ういう権限はない。役員はこういう権限はまかされてゐるもので  
はない。組合においてきめられた以外は特別のものはやれない。  
こういうむずかしい仕事は。それでしょ。漁業会の規則として。  
ただ印を押してくればいいという、そういうものではない。一応  
総代会なり、はからなければできない。

それから、岸壁の修理なんか困るといふけれども、岸壁から五

メートルなら五メートル残して払い下げ申請してやればいい。五メートル残していけないということはない。洲崎と川名港は海岸の岸壁の五メートルだけうっちゃってあとは漁業会のものにするということになれば補助はもらえる。

当然こういう第一種の漁港は、その組合の所有物にしてやるべきだ。当然なんです。どうだましたか知らないけれども（笑声）洲崎、川名の役員は笑い者になる。市の所有にしても何ら価値がないでしょう。何にもならない。市が地所をもらっても何にもならない。

だから、これを市有地にしたなら、今後話し合いで、ある部分を所屬する漁港の組合に払い下げてやるからということを私は聞きたい。要望したら払い下げてやるというならいいけれども、それなら了解しますけれども、岩壁は大眾向きであるから、岸壁五メートル抜いて払い下げるということを約束するならよろしい。市がとっても何にもならない。

○市長（本間 譲君） 田村さんの御意見ごもつとも思います。もとよりこの地所を市有にするということは市の意思で始まったことじゃございませんが、いまそのほうがいいということでは皆さんにしてお願ひしているわけでございますが、これが決定しまして、漁業組合の方々の要望があれば、私は、この地所はそういういきさつもありますから、田村さんの御意見のように要望にあれば、それを漁業会に払い下げをしてもいいじゃないかと考えておりますが、そういう考え方でおりますから御了承願ひしたいと思います。

○二二番（田村源治郎君） 市長がいわれたけれども、それは議会

に確認してもらって、市が取っても何にもならない地所ですから、売ることでもできないから、やっぱりその漁業会の自由に建物を建てたり、必要ないろいろのものに使うのに市に一々聞きにこなければならぬ。市もやっていけないとも言えない。

その漁業会がほしいということがあったら、市長がいったように必ずほごにしないように要望と確約をお願いいたします。

○九番（辻田 実君） ただいまの市長の答弁でございますけれども、提案の趣旨はどこにあるのでしょうか。今、質問に対して要望があれば民間に払い下げるということでございますけれども、元来、市有地として必要であり、そういう観点に立って提案されている問題であって、同時に要望されれば払い下げるといふ条件に応ずるような発言、意思があれば、この提案の趣旨と違つて、そこであらためて提案の趣旨をきちんとした方針を統一していただきたいと思ひます。

○議長（吉田勇治郎君） 暫時休憩します。

午後零時 十三分 休憩

午後零時 二十一分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長の答弁を求めます。

○市長（本間 譲君） まず、田村さんに申し上げました件につきましては、今、御審議を願つております土地につきましては、漁業関係者の発展をはかるために市が取得いたすわけでございまして、ただいま田村議員さんに払い下げの申請があれば考慮すると申し上げたことにつきましては、私のちょっと考え違ひでございまして。その点を取り消していただきたいと思います。

したがって、辻田議員さんの御質問に対しましては、漁業者の  
発展、便宜をはかるために市が取得したことでございまして、あ  
くまで市の所有、こういうことでございまして御了承願います。  
○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございせんか。― 御質疑  
なしと認めます。

### 委員付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） おはかりいたします。諮問第六号乃至諮  
問第十号については委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採  
決するに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

### 採 決

○議長（吉田勇治郎君） よって、これより採決いたします。

おはかりいたします。諮問第六号乃至諮問第十号に対する公有  
水面埋立追認について館山市議会は異議ない旨答申するに御異議  
ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって決しまし  
た。

### 閉 会 午後零時二十三分開会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で本臨時会に付議されました案件は  
議了されました。よってこれにて第一回市議会臨時会を閉会いた

します。

○本日の会議に付した事件

- 一、会議録署名議員の指名
- 一、会期の決定
- 一、諮問第一号乃至諮問第十号

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

吉田勇治郎

館山市議会議員

辻田喜彦

館山市議会議員

西村喜次

